

公共施設等運営権の設定について

兵庫県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第19条第1項の規定に基づき、但馬空港ターミナル株式会社に公共施設等運営権を設定したので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成26年6月11日

兵庫県知事 井戸 敏三

- 1 公共施設等の名称
兵庫県立但馬飛行場
- 2 公共施設等運営権者
豊岡市岩井字^{こうだに}河谷1598番地の34
但馬空港ターミナル株式会社
代表取締役社長 瀨田 士郎
- 3 公共施設等運営権の存続期間
平成26年6月11日から平成32年3月31日まで
- 4 公共施設等の立地並びに規模
 - (1) 事業場所
兵庫県豊岡市上佐野、岩井、^{とべら}戸牧及び日高町
 - (2) 対象施設
滑走路、ターミナルビル、駐車場、空港公園など、飛行場の管理範囲にある空港設置者が所有する施設と全ての土地
- 5 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容
 - (1) 空港運営事業
空港の維持管理業務、空港の運営業務、着陸料等の設定及び国土交通大臣への届出並びにその収受
 - (2) 空港航空保安施設運営事業
空港航空保安施設の維持管理業務、空港航空保安施設の運営業務、空港航空保安施設の使用料金を設定する場合、国土交通大臣及び県への届出並びにその収受
 - (3) 環境対策業務
 - (4) その他附帯する事業
運営権者が実施義務を負う事業・業務（ターミナルビル事業等）、運営権者が任意で行う事業・業務、利用料金の設定及びその収受

以上